

市民意見提出手続実施概要書

次の案件について、市民の皆さんなどからの御意見を受け付けています。

施策等の名称	さぬき市犯罪被害者等支援条例（案）
意見募集の趣旨	犯罪に遭われた方やその家族等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、生活を再建するためには、必要な支援が途切れることなく提供されることが重要です。 平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、本市においても犯罪被害者等に対する施策を推進するため、「さぬき市犯罪被害者等支援条例」の制定に取り組んでいます。 この度、条例（案）の概要について、市民の皆さんからのご意見を募集するものです。
公表資料	政策等の概要 さぬき市犯罪被害者等支援条例骨子（案） 関連資料
公表方法	・市役所ホームページへの掲載
公表場所	・総務部総務課及び総合支所での閲覧
意見の募集方法	募集期間 令和6年12月9日～令和7年1月7日
	提出できる人 ・本市に居住、勤務又は在学する方 ・本市に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 ・本市に納税義務を有する方 ・施策等の案に直接的な利害関係を有する方
	提出方法 ・窓口への持参 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ※電話等、本概要書記載以外の方法による意見はお受けできませんのでご了承ください。
	提出様式 ・別添「意見書」のとおり
意見の公表予定時期	【令和7年1月中旬頃】 ・提出された意見は、住所・氏名等の個人情報を除き、原則として公表します。なお、提出意見に対する個別の回答はしませんが、取りまとめの上、市ホームページにおいて公表します。 ・本案は、現在策定中であり、市民の皆さんからの意見によるもの以外にも修正が加わる場合があります。

施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）

さぬき市役所 総務部総務課
住所：〒769-2195 さぬき市志度5385番地8
電話：087-894-1111 ファクシミリ：087-894-4440
電子メール：somu@city.sanuki.lg.jp